

任意継続被保険者 各位

広島市南区小磯町1番1号
マツダ健康保険組合
mkenpo_extra@mazda.co.jp

任意継続加入に関する取扱いについて【必ずお読みください。】

1. 「資格情報のお知らせ」の交付

任意継続被保険者資格取得申請に基づき、「資格情報のお知らせ」を交付いたします。新しい記号・番号でマイナンバーカードと連携しております。

(＊マイナ保険証のメリット：窓口負担が安くなる、限度額適用認定証発行手続きをすることなく高額療養費制度における限度額を超える医療費の立替払いが不要となる…など。)

2. 保険料について

(1)保険料は、あなたの「退職時（**強制加入の資格喪失時**）の標準報酬月額」と「マツダ健保の平均標準報酬月額（令和7年度：41万円）」を比べ、いずれか低い月額を基に計算されています。

なお、保険料率及び平均標準報酬月額は毎年度見直しを行い、4月1日に保険料が改定されることがあります。

(2)任意継続申請書提出後に納付書でお支払いいただいたのは資格取得月分の保険料になります。在職中の健康保険料は、翌月控除方式(後払い)になっておりますので、結果的に同月に2ヶ月分のお支払いとなります。(保険料は重複していません。)

(3)来年度のご案内は3月中旬に送付します。

保険料納付方法が、前納1回払の方には3月中旬に4月～翌3月分の納付書を、前納2回払の方には3月中旬に4月～9月分(9月中旬に10月～翌3月分)の納付書を送付します。

3. 保険給付について

(1)原則在職中と同じです。(但し、傷病手当金・出産手当金は給付対象となりません。)

(2)給付金をお支払するときは、資格取得申請書にご記入いただいた口座に振り込みます。

4. 健診について (40歳以上の方のみ)

(1)8月末ごろに被保険者および被扶養者様あてに「特定健診」のご案内をお送りします。(翌年3月末までに任意継続資格期間満了となる方を除く。)

(2)被扶養者の方で3月下旬に既に健診案内が届いている方には(1)の送付はありません。まだ健診を受けてない場合は健診案内に記載しております「集合契約による特定健診」の受診が可能です。

5. 手続書類の提出

次の事由に該当する場合は、手続書類を当健保組合にご提出ください。

事 由	手 続 書 類
被保険者の住所/氏名を変更したとき	任意継続被保険者(住所・氏名)変更届 (同封)
被扶養者に異動があったとき	健康保険被扶養者異動届 (マツダ健保 HP)
裏面「6・資格喪失について」において (※)に該当の場合	任意継続被保険者脱退届 (同封・マツダ健保 HP)

6. 資格喪失について

次の事由に該当する場合、任意継続被保険者の資格は喪失となります。

- ・2年を経過したとき
- ・他の医療保険に加入したとき(※)
- ・保険料を期日までに納付しなかったとき(原則として資格喪失。被保険者から継続の意思表示がある場合、遅延理由を確認のうえ個別に資格喪失是非を決定する。失念・勘違いによる未納の場合も1回目は遅延納付を認める。2回目は資格喪失)
- ・死亡したとき(※)
- ・75歳に到達したとき
- ・資格喪失の希望を申し出て健保組合が受理したとき(健保受理日の翌月1日喪失)(※)

(※)に該当の場合は、「任意継続被保険者脱退届」を提出してください。

7. 資格喪失後の手続きについて

他の医療保険制度への加入

資格喪失後は、何らかの医療保険制度に引き続き加入する事が法で義務づけられておりますので、加入漏れのないようご注意ください。

※加入期間満了で資格喪失をされる方には、喪失日の約10日前に「資格喪失予定証明書」を、任意の資格喪失または未納のため資格喪失となった方には、資格喪失日以降に「資格喪失証明書」を発送いたします。

※発送まで約1週間かかります。国民健康保険等に加入する前に医療機関にかかりたいときは、医療機関の窓口にご相談ください。

なお、国民健康保険の加入手続きをする際には事前に管轄する市区町村の窓口等でお問い合わせください。

8. その他

(1)同封の「任意継続被保険者(住所・氏名)変更届」、「任意継続被保険者脱退届」は紛失しないよう、大切に保管してください。

(2)確定申告に必要な「保険料納入証明書」(1月から12月まで支払分)は12月下旬頃に、ご自宅へ郵送します。(前納一括の方にも「保険料納入証明書」をお送りしますが、振込み領収書でも代用することが可能です。)

(3)「医療費のお知らせ」について

マツダ健保では、「医療費のお知らせ」を紙面では発行していませんが、PepUp(ペップアップ)(※)に掲載し毎月更新しております(診療月の4ヵ月後に反映)。

PepUpを利用するにはユーザー登録が必要です。まだユーザー登録されていない方は、この通知をお送りした封筒裏面のご案内をご参照ください。

(※)PepUpはPCやスマホからご利用いただける個人向けWebサイトです。

以上